

入札監理小委員会における審議結果報告 国土交通省の 「港湾情報処理システム等の機能提供業務」

国土交通省の標記業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（1）事業の概要

○事業概要

国土交通省では、港湾・空港工事に係る事務を円滑かつ適切に処理するため、港湾情報処理システム等の整備、管理及び運営を行っており、この港湾情報処理システム等により、国土交通省、国土技術総合政策研究所（横須賀）、地方整備局等の港湾空港部門を情報通信ネットワーク（港湾WAN）で繋ぎ、港湾整備事業支援統合情報システム（港湾CALS）と空港施設総合管理情報システム（空港施設CALS）を全国一様に利用可能としている。

本業務は、港湾情報処理システム等を構成する関連機器（サーバ、ネットワーク機器、端末機等）の運用・保守並びにシステム機器の更新（撤去含む）及び設定を行うものである。

○事業期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

【市場化テスト1期目】

○事業の目的

港湾情報処理システム等の安定的かつ円滑な運用・保守を行ない、またシステム・ネットワーク関連機器について、必要な更新および設定を行なう。

（2）選定の経緯

1者応札が継続している案件として、令和5年度の事業選定において、競争性の改善を目的として「自主選定」され、令和6年6月25日閣議決定の公共サービス改革基本方針別表に初めて記載されたものである。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

（ア）引継ぎ期間の確保（【資料2-2】P4, 5, 7, 24, 28/63）

- 引継について明記し、従前事業において特に設けていなかった引継期間として2ヶ月の期間を確保した。

(イ) 複数年度契約の導入 (【資料 2-2】 P5, 24/63)

- 人員の確保を容易とするため、単年であった契約期間を 3 年とする複数年度契約を導入した。

(ウ) 情報開示の拡充 (【資料 2-2】 P9/63)

- 具体的な業務内容の把握を容易とし、より正確に費用の見積もりを行なうことができるよう、従来の特記仕様書、および業務報告書等の資料を閲覧可能とした。

(エ) 入札参加資格の緩和 (【資料 2-2】 P6/63)

- 従前事業では認めていなかった入札参加グループによる入札を可能とした。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

引継ぎが新規事業者の業務開始以降に実施されることとなっており、競争性を高めることが難しいのではないかと。

【対応 1】

契約開始を令和 7 年 4 月 1 日、機能提供開始を令和 7 年 6 月 1 日とし、2 ヶ月間の引継ぎ期間を確保した。(【資料 2-2】 P5, 24/63)

【論点 2】

【資料 2-2】 p17/63 「1 従来の実施状況に関する情報の開示」において、“機器・回線等料”の金額が年度により大きく変わっており、機器にどの程度の入替えが発生するのかが不明確であることが、新規事業者にとってリスクとなる可能性があるため、その詳細な内訳を記載できないかと。

【対応 2】

「1 従来の実施状況に関する情報の開示」において、費用の内訳を細分化した。(【資料 2-2】 P17/63)

【論点 3】

【資料 2-2】 p33/63 「別表－1 作業項目一覧」の“参考数量”“想定時間”という項目について、過去 5 年ないしは 4 年程度の実績値を記載する等、より詳細な値を提示できないかと。

【対応 3】

“想定時間”の実績値の記載については、「過去 5 年程度」とご意見をいただいたところ、直近の実績で整理した方が実態に近い数値となるため、過去 3 年間の作業時間の実績値を追加した。また参考数量は、業務量の見積りを目的とした数値ではなく、数量の確証が無いとため、公表の必要性は低いと考え削除した。(【資料 2-2】 P33/63)

【論点 4】

【資料 2-2】 p28/63 「10. その他（6）」において、“業務範囲・内容等を変更する必要がある場合”とあるが、どのような場合に可能なのか等、不明確であるため、より明確となるような記載とできないか。

【対応 4】

“業務範囲・内容等”の想定している具体的な内容を記載した。

（【資料 2-2】 P28/63）

【論点 5】

【資料 2-2】 p33/63 「別表－1 作業項目一覧」において、本来は国総研の担当者が実施するべきと思われる業務が多数見受けられるが、本事業は港湾情報処理システム等の基幹システムの運用を実施するに適した業者を選定するのが本来の目的であり、市場化テストで実施すべき事業として、全体的な事業設計を再検討できないか。

【対応 5】

「国総研職員を対象としたネットワーク機器、端末機器等に関するヘルプデスク業務を職員が直営で実施する」ことは現状の組織体制では困難であり、また分割発注を行なう場合は、経費および国総研の業務負荷増大、効率性・迅速性の低下が懸念されるため、今回事業では現状の事業範囲での入札とする。

4. 意見招請の対応について

令和 6 年 10 月 30 日から 11 月 13 日までパブリック・コメントを行い、2 者から 11 件の意見が寄せられ、11 件の表記等の修正を行った。

以上